

広島市中央市場再整備における官民連携による整備や管理・運営手法の 調査・検討業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

平成 30 年 4 月 26 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務名

広島市中央市場再整備における官民連携による整備や管理・運営手法の調査・検討業務

2 業務の目的

広島市は、広島市中央市場について、平成 28 年度に「できるだけ早期に現地での全棟建替」という方向性を決定し、新市場の建設に向け、平成 29 年 5 月に新中央市場建設検討会を立ちあげ、学識経験者や場内事業者と意見交換を行うなど、再整備の基本的な内容を定める基本計画策定に着手している。

この意見交換では、施設の整備や管理・運営について、これまでのような行政を中心とした手法を見直し、民間事業者（場外の民間事業者や場内事業者）等と連携して取り組むことを前提として議論を進めている。

本業務では、民間事業者との連携手法のメリット・デメリット等を見極めつつ、具体的な事業プランを作成し、その実現可能性について市場調査を行った上で、事業プランの実施に向けた民間事業者の公募に係る募集要項（案）及び仕様書（案）を作成するものである。

3 業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙「広島市中央市場再整備における官民連携による整備や管理・運営手法の調査・検討業務基本仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から 240 日間

(3) 概算事業費

本業務に係る費用は 6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

4 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市中央市場再整備における官民連携による整備や管理・運営手法の調査・検討業務に係る公募型プロポーザル応募説明

書」(以下「プロポーザル説明書」という。)による。

5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、企画提案事業者に準じ、上記(1)～(5)の条件を全て満たしていること。

6 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ左の「電子入札・登録」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「調達情報公開システムに掲載されないプロポーザル・コンペの案件情報」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難い場合(ダウンロードできない場合を含む)は次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から平成 30 年 5 月 16 日(水)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成 3 年広島市条例第 49 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

(2) 交付場所

後記 11 の契約担当課

7 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から平成 30 年 5 月 8 日(火)までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

イ 提出先

後記 11 の契約担当課

- ウ 仕様書に関する質問書(様式第 1 号)に記入の上、電子メール又は FAX で提出すること。
提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認

すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き 5 日以内に質問者に直接回答し、後記 11 の契約担当課において、平成 30 年 5 月 16 日(水)までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

8 公募型プロポーザル応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を各 1 部、提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第 2 号)

イ 広島市税の納税証明書(写し可)

「平成〇〇年〇〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税にについて、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書(証明年月日が応募資格確認申請書提出から 3 か月前の日以降のものに限る。)

※ 広島市内に事業所を有していない場合は申立書(様式第 6 号)を提出すること

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その 3」「その 3 の 2」

「その 3 の 3」のいずれか)(電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。)

(2) 提出期間

公示日から平成 30 年 5 月 8 日(火)までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

(4) 提出先

後記 11 の契約担当課

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル応募資格の有無については、平成 30 年 5 月 8 日(火)を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から平成 30 年 5 月 16 日(水)までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出先

後記 **11** の契約担当課

(4) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案応募申込書（**様式第3号**）

イ 企画提案書（**様式第4号**）

ウ 応募者の概要〔事業概要〕（様式任意）

エ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 提案書の表紙（**様式第4号**）には、提案者名（企業名、代表者名）等を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名等の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（**様式第5号**）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

10 審査

(1) 審査方法

広島市中央市場再整備における官民連携による整備や管理・運営手法の調査・検討業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する（平成30年5月下旬を予定）。

11 契約担当課

(1) 名称 広島市経済観光局中央卸売市場中央市場

(2) 所在地 〒733-0832 広島市西区草津港一丁目8番1号
（中央市場管理棟2階）

(3) 連絡先 電話：(082) 279 - 2420

FAX : (082) 279 - 2431

電子メール : chuoshijo@city.hiroshima.lg.jp

12 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 次に掲げる応募は、無効とする。
 - ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募
- (3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。